

毎週火、金曜日発行（但休日に出ると）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（五日）

鳥取県公報

目次
◇告示 土地改良事業換地処分補助規程の廃止
道路位置の指定
牛の肝てつ検査等の実施

告示

鳥取県告示第四十二号

土地改良事業換地処分補助規程（昭和二十五年十月鳥取県告示第五百四十一号）は、昭和三十七年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年月日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の巾及び延長
鳥取市吉方町二二番地	鳥取市田島字狐田一八七番地	巾四、〇米
鳥取市吉方町二二番地	大森一の一二番地	巾四、〇米
山崎 幸吉	のの四一番地	延長六、六六、三五米
	のの二番地	

鳥取県告示第四十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年二月八日

